

川越市国民保護計画 新旧対照表

編-章-節	新	旧	変更理由
1-2	<p>第1編 総則 第2章 計画作成の背景・経緯</p> <p>第2次世界大戦から70年以上を経過し、世界的な規模の武力紛争が起こる可能性は遠のいたものの、一方では世界各地で宗教上や民族上の問題などによる対立が表面化し、武力による地域紛争が発生し深刻化してきた。</p> <p>そうしたことから、平成15年6月には「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」(以下「事態対処法」という。平成27年9月に成立した平和安全法制整備法により「武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」と改称。)が、そして、平成16年6月には「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」(以下「国民保護法」という。)などの有事関連七法が成立し、武力攻撃や大規模テロに対処するための国全体としての枠組みが整備されることとなった。</p>	<p>第1編 総則 第2章 計画作成の背景・経緯</p> <p>第2次世界大戦から60年を経過し、世界的な規模の武力紛争が起こる可能性は遠のいたものの、一方では世界各地で宗教上や民族上の問題などによる対立が表面化し、武力による地域紛争が発生し深刻化してきた。</p> <p>そうしたことから、平成15年6月には「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」(以下「武力攻撃事態対処法」という。)が、そして、平成16年6月には「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」(以下「国民保護法」という。)などが成立し、武力攻撃や大規模テロに対処するための国全体としての枠組みが整備されることとなった。</p>	<p>時点修正</p> <p>平成27年9月に成立した平和安全法制整備法に伴う「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」の名称変更に伴う変更</p>
1-3	<p>第3章 計画作成に当たっての基本的な考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 指定公共機関、指定地方公共機関の自主性の尊重、言論その他表現の自由の保障 また、日本赤十字社が実施する県の救援措置に対する協力や団体あるいは個人のボランティア活動の調整などの国民保護措置について、市は日本赤十字社の人道的特性に鑑み、 ○ 要配慮者の保護 高齢者、障害のある人、乳幼児等の要配慮者の積極的な避難救援対策を実施する。 ○ 外国人への国民保護措置の適用 市は、日本に居住し、又は滞在している外国人についても、武力攻撃災害から保護するなど、国民保護措置の対象であることに留意する。 	<p>第3章 計画作成に当たっての基本的な考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 指定公共機関、指定地方公共機関の自主性の尊重、言論その他表現の自由の保障 また、日本赤十字社が実施する県の救援措置に対する協力や団体あるいは個人のボランティア活動の調整などの国民保護措置について、市は日本赤十字社の人道的特性にかんがみ、 ○ 災害時要援護者の保護 高齢者、障害のある人、乳幼児等の災害時要援護者の積極的な避難救援対策を実施する。 <p>新規</p>	<p>字句の修正</p> <p>平成25年6月の災害対策基本法の改正を踏まえた用語の変更</p> <p>県の国民保護計画に合わせ、「外国人への国民保護措置の適用」について、新たに記述</p>

編-章-節	新	旧	変更理由
1-4-2	<p>第4章 川越市の概況</p> <p>第2節 社会的特性</p> <p>本市の昼夜間人口比率は、平成27年国勢調査によると96.6%となる。</p> <p>また、本市からの流出人口は89,131人で、そのうち東京都への通勤・通学者は33,516人(37.6%)である。昼間は東京に多くの市民がいるため、武力攻撃事態等が発生した場合には、こうした市民に関する情報を迅速に収集し提供することが重要となる。</p> <p>また、交通機関に関しては、本市は、鉄道網が発達しており、旅客輸送等は、JR東日本、東武鉄道、西武鉄道が担っている。</p> <p>また、バス輸送に関しては、市内には3の乗合バス事業者(平成31年4月1日現在)が、69系統(平成31年4月1日現在)のバスを運行している。</p>	<p>第4章 川越市の概況</p> <p>第2節 社会的特性</p> <p>本市の昼夜間人口比率は、平成17年国勢調査によると96.5%となる。</p> <p>また、本市からの流出人口は90,666人で、そのうち東京都への通勤・通学者は38,032人(41.4%)である。昼間は東京に多くの市民がいるため、武力攻撃事態等が発生した場合には、こうした市民に関する情報を迅速に収集し提供することが重要となる。</p> <p>また、交通機関に関しては、本市は、鉄道網が発達しており、旅客輸送等は、JR東日本、東武鉄道、西武鉄道が担っている。</p> <p>また、バス輸送に関しては、市内には3の乗合バス事業者(平成22年4月1日現在)が、68系統(平成22年4月1日現在)のバスを運行している。</p>	<p>時点修正</p>
1-5-1	<p>第5章 国民保護の実施体制</p> <p>第1節 市の責務</p> <p>武力攻撃事態等における国民の保護に関する措置の仕組み</p>	<p>第5章 国民保護の実施体制</p> <p>第1節 市の責務</p> <p>新規</p>	<p>県の国民保護計画との整合</p>

編-章-節	新	旧	変更理由
1-5-4	<p>第4節 公共的団体との協力体制</p> <p>市が国民の保護に関する措置等を的確かつ迅速に実施する上で、農業協同組合や社会福祉協議会のような公共的団体の協力は重要である。市は、公共的団体との相互の連携を密にし、協力体制の整備を図る。</p>	<p>第4節 公共的団体や地域におけるケーブルテレビ会社との協力体制</p> <p>市が国民の保護に関する措置等を的確かつ迅速に実施する上で、農業協同組合や社会福祉協議会のような公共的団体や地域におけるケーブルテレビ会社の協力は重要である。市は、公共的団体や地域におけるケーブルテレビ会社との相互の連携を密にし、協力体制の整備を図る。</p>	<p>県の国民保護計画との整合</p>
1-5-7	<p>第7節 武力攻撃等の態様と留意点</p> <p>1 武力攻撃事態の特徴と留意点</p> <p>(1) 着上陸侵攻の場合</p> <p>① 特徴</p> <p>ア 我が国に対して大規模な着上陸侵攻が直ちに行われる可能性は低いと考えられるが、発生した場合、一般的に国民保護措置を実施すべき地域が広範囲になるとともに、その期間も比較的長期に及ぶことが予想される。また、敵国による船舶、戦闘機の集結の状況、我が国へ侵攻する船舶等の方向等を勘案して、武力攻撃予測事態において住民の避難を行うことも想定される。</p> <p>イ 着上陸侵攻の場合、それに先立ち航空機や弾道ミサイルによる攻撃が実施される可能性が高いと考えられる。</p> <p>ウ 主として、爆弾、砲弾等による家屋、施設等の破壊、火災等が考えられ、危険物施設など、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生が想定される。</p> <p>② 留意点</p> <p>事前の準備が可能であり、戦闘が予想される地域から先行して避難させるとともに、広域避難が必要となる。広範囲にわたる武力攻撃災害が想定され、武力攻撃が終結した後の復旧が重要な課題となる。</p>	<p>新規</p>	<p>県の国民保護計画に合わせ、「武力攻撃等の態様と留意点」について、新たに記述</p>

編-章-節	新	旧	変更理由
	<p>(2)ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合</p> <p>① 特徴</p> <p>ア 県警察、自衛隊等による監視活動等により、その兆候の早期発見に努めることとなるが、敵国もその行動を秘匿するためあらゆる手段を行使することが想定されることから、事前にその活動を予測あるいは察知できず、突発的に被害が生ずることも考えられる。</p> <p>イ 少人数のグループにより行われるため使用可能な武器も限定されることから、主な被害は施設の破壊等が考えられる。したがって、被害の範囲は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的であるが、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生も想定され、例えば危険物施設が攻撃された場合には、被害の範囲が拡大するおそれがある。また、汚い爆弾(以下「ダーティボム」という。)が使用される場合も考えられる。</p> <p>② 留意点</p> <p>ゲリラや特殊部隊の危害が住民に及ぶおそれがある地域においては、市(消防機関を含む)と県、県警察、自衛隊が連携し、武力攻撃の態様に応じて攻撃当初は屋内に一時避難させ、その後関係機関が安全の措置を講じつつ適当な避難地に移動させる等適切な対応を行う。事態の状況により、知事は緊急通報を発令し、市長又は知事は、退避の指示又は警戒区域の設定などの措置を行う必要がある。</p> <p>(3)弾道ミサイル攻撃の場合</p> <p>① 特徴</p> <p>ア 発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。さらに、極めて短時間で我が国に着弾することが予想され、弾頭の種類(通常弾頭であるのか、NBC弾頭であるのか)を着弾前に特定することは困難であるとともに、弾頭の種類に応じて、被害の様相及び対応が大きく異なる。</p>		

編-章-節	新	旧	変更理由
	<p><u>イ 通常弾頭の場合には、NBC弾頭の場合と比較して被害は局限化され家屋施設等の破壊、火災等が考えられる。</u></p> <p>② 留意点</p> <p><u>弾道ミサイルは発射後短時間で着弾することが予想されるため、迅速な情報伝達体制と適切な対応によって被害を局限化することが重要である。そのため、県及び市は弾道ミサイル発射時に住民が適切な避難行動をとることができるよう、国と連携し全国瞬時警報システム(J-ALERT)による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知に努めるものとする。通常弾頭の場合には、屋内への避難や消火活動が中心となる。NBC弾頭の場合も、屋内への避難が基本となるが、必要に応じて目張りなど特別な対応が必要となる場合がある。また、情報の収集に努め、安全が確認されるまで、屋外に移動することを避ける必要がある。</u></p> <p>(4) 航空攻撃の場合</p> <p>① 特徴</p> <p><u>ア 弾道ミサイル攻撃の場合に比べ、その兆候を察知することは比較的容易であるが、対応の時間が少なく、また攻撃目標を特定することが困難である。</u></p> <p><u>イ 航空攻撃を行う側の意図及び弾薬の種類等により異なるが、その威力を最大限に発揮することを敵国が意図すれば、都市部が主要な目標となることも想定される。また、ライフラインのインフラ施設が目標となることもあり得る。</u></p> <p><u>ウ 航空攻撃はその意図が達成されるまで繰り返されることと考えられる。</u></p> <p><u>エ 通常爆弾の場合には、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。</u></p>		

編-章-節	新	旧	変更理由
	<p>② 留意点</p> <p>攻撃目標を早期に判定することは困難であることから、攻撃の目標地を限定せずに地下室等屋内への避難等の避難措置を広範囲に指示する必要がある。生活関連等施設に対する攻撃のおそれがある場合は、被害が拡大するおそれがあるため、特に当該生活関連等施設の安全確保、武力攻撃災害の発生・拡大の防止等の措置を実施する必要がある。</p> <p>2 緊急処理事態</p> <p>(1) 攻撃対象施設等による分類</p> <p>① 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態</p> <p>ア 事態例</p> <p>(ア) 可燃性ガス貯蔵施設等の爆破</p> <p>(イ) ダムの破壊等</p> <p>イ 留意点</p> <p>(ア) 可燃性ガス貯蔵施設が攻撃を受けた場合の主な被害</p> <p>爆発及び火災の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる。</p> <p>(イ) ダムが破壊された場合の主な被害</p> <p>ダムが破壊された場合には、下流に及ぼす被害は多大なものとなる。</p> <p>② 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態</p> <p>ア 事態例</p> <p>(ア) 大規模集客施設、ターミナル駅等の爆破</p> <p>(イ) 列車等の爆破</p> <p>イ 留意点</p> <p>大規模集客施設、ターミナル駅等で爆破が行われた場合、爆破による人的被害が発生し、施設が崩壊した場合には人的被害は多大なものとなる。</p>		

編-章-節	新	旧	変更理由
	<p>(2) 攻撃手段による分類</p> <p>① 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態</p> <p>ア 事態例</p> <p>(ア) ダーティボム等の爆発による放射能の拡散</p> <p>(イ) 炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布</p> <p>(ウ) 市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布</p> <p>(エ) 水源地に対する毒素等の混入</p> <p>イ 留意点</p> <p>(ア) 放射能の拡散</p> <p>ダーティボムの爆発による被害は、爆弾の破片及び飛び散った物体による被害並びに熱及び炎による被害等である。</p> <p>ダーティボムの放射線によって正常な細胞機能がかく乱されると、後年、ガンを発症することもある。</p> <p>小型核爆弾の特徴については、核兵器の特徴と同様である。</p> <p>(イ) 生物剤(毒素を含む)による攻撃</p> <p>生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには、既に被害が拡大している可能性がある。</p> <p>(ウ) 化学剤による攻撃</p> <p>一般に化学剤は、地形・気象等の影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重いサリン等の神経剤は下をほうように広がる。</p> <p>生物剤と同じく目に見えず拡散するが、被害が短時間で発生する。</p> <p>② 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃が行われる事態</p> <p>ア 事態例</p> <p>(ア) 航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ</p> <p>(イ) 弾道ミサイル等の飛来</p> <p>イ 留意点</p> <p>主な被害は施設の破壊に伴う人的被害であり、施設の規模によって被害の大きさが変わる。</p> <p>攻撃目標の施設が破壊された場合、周辺への被害も予想される。</p>		

編-章-節	新	旧	変更理由
2-1-1	<p>第2編 平時における準備編 第1章 情報収集、伝達体制の構築 第1節 通信の確保</p> <p>このため、市は、全国瞬時警報システム(J-ALERT)及び緊急情報ネットワークシステム(Em-Net)の適切な管理・運用に努め、通信体制の整備等通信の確保に努めるものとする。</p>	<p>第2編 平時における準備編 第1章 情報収集、伝達体制の構築 第1節 通信の確保</p> <p>このため、市は、全国瞬時警報システム(J-ALERT)の導入、緊急情報ネットワークシステム(Em-Net)の適切な運用に努め、通信体制の整備等通信の確保に努めるものとする。</p>	<p>現状に合わせた表現の適正化(すでにJアラートの導入は完了しているため)</p>
2-2-3	<p>第2章 迅速な初動体制の確保 第3節 職員の指定と伝達手段の整備</p> <p>市国民保護対策本部等の部長、現地対策本部長に充てられる者は、情報収集や関係機関との連絡調整等を行う職員を確保するため、上記の職員配備計画を作成する際は、市庁舎、市民センター等の近隣に居住する職員の中から、役職等を考慮して決定するよう努める。</p> <p>なお、部長、現地対策本部長に充てられる者には、伝達手段として、携帯電話等の貸与を進め、その他の職員には必要に応じて伝達手段の整備を進める。</p>	<p>第2章 迅速な初動体制の確保 第3節 職員の指定と伝達手段の整備</p> <p>市国民保護対策本部等の部長、現地対策本部長に充てられる者は、情報収集や関係機関との連絡調整等を行う職員を確保するため、上記の職員配備計画を作成する際は、市庁舎、出張所等の近隣に居住する職員の中から、役職等を考慮して決定するよう努める。</p> <p>なお、部長、現地対策本部長に充てられる者には、伝達手段として、携帯電話、防災行政無線の貸与を進め、その他の職員には必要に応じて伝達手段の整備を進める。</p>	<p>組織変更に伴う部署名の変更による</p> <p>現状に合わせた表現の適正化(幹部等の情報伝達手段は、防災行政無線を想定していないため)</p>
2-3	<p>第3章 警報の住民への周知</p> <p>(1)市は、全国瞬時警報システム(J-ALERT)と既存の情報伝達手段との新たな連携を進めるとともに、情報伝達手段の多重化を推進するよう努める。</p> <p>(2)市は、防災行政無線の放送や広報車の使用、自治会組織を経由した伝達、携帯メールの活用、公共施設への掲示等住民への警報の周知方法について、あらかじめ複数の方法を定め、広報紙等により住民に周知する。</p> <p>また、公用車への広報装置(スピーカー)の設置に努め、きめ細かな広報を実施する。</p>	<p>第3章 警報の住民への周知</p> <p>(1)市は、防災行政無線の放送や広報車の使用、自治会組織を経由した伝達、携帯メールの活用、公共施設への掲示等住民への警報の周知方法について、あらかじめ複数の方法を定め、広報紙等により住民に周知する。</p> <p>また、公用車への広報装置(スピーカー)の設置に努め、きめ細かな広報を実施する。</p> <p>(2)市は、地域におけるケーブルテレビ会社と、警報の緊急放送に関して調整を図るよう努める。</p>	<p>県の国民保護計画に合わせた表現の適正化(消防庁通知(Jアラートの情報伝達の連携及び多重化推進)との整合を図るため)</p>
2-4-1	<p>第4章 避難の指示 第1節 モデル避難実施要領の作成</p> <p>1 なお、モデル避難実施要領に定める基本的な事項は次のとおりとし、自ら避難することが困難な要配慮者の避難方法、発生時期(季節)や交通渋滞の発生状況等について配慮する。</p>	<p>第4章 避難の指示 第1節 モデル避難実施要領の作成</p> <p>1 なお、モデル避難実施要領に定める基本的な事項は次のとおりとし、自ら避難することが困難な災害時要援護者の避難方法、発生時期(季節)や交通渋滞の発生状況等について配慮する。</p>	<p>平成25年6月の災害対策基本法の改正を踏まえた用語の変更</p>

編-章-節	新	旧	変更理由																																																				
2-4-1	<p>2 武力攻撃の態様に応じたモデル避難実施要領の作成</p> <p>(1)着上陸侵攻からの避難</p> <p>③ 避難住民の誘導に当たっては、避難誘導、移動中における食料等の配給、要配慮者等の避難の援助などについて、必要に応じ、住民に協力を要請する。</p> <p>(2)弾道ミサイル攻撃からの避難</p> <p>① 着弾前</p> <p>警報と同時に住民をできるだけ、近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階、地下街、地下駅舎等の地下施設に避難させる。</p> <p><モデル避難実施要領の作成パターンについて></p> <table border="1" data-bbox="273 657 927 1075"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th rowspan="2">類型</th> <th rowspan="2">着上陸侵攻からの避難</th> <th rowspan="2">ゲリラや特殊部隊等からの避難</th> <th colspan="2">航空攻撃からの避難</th> </tr> <tr> <th>兆候がある場合</th> <th>兆候がない場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>攻撃の特徴</td> <td></td> <td>・攻撃が大規模であり広範囲で長期化する傾向がある。 ・着上陸侵攻に先立ち、空爆や弾道ミサイル攻撃が行われることがある。</td> <td>・秘匿した行動を取るため、事前の兆候を察知することが困難である。 ・政治経済の中核やダム、鉄道など重要施設が標的となる可能性が高い。</td> <td>・避難が長期化し、広範囲にわたる可能性がある。</td> <td>・対応時間が短く使用される弾頭により被害の状況が真なるのは弾道ミサイル攻撃の場合と同様である。</td> </tr> <tr> <td>避難時間</td> <td></td> <td>・事前の準備が可能であり、避難時間に余裕がある。</td> <td>・短時間で被害が発生することが考えられ、避難時間はあまりない。</td> <td>・事前の準備が可能であり、避難時間に余裕がある。</td> <td>・短時間で被害が発生することが考えられ、避難時間はあまりない。</td> </tr> <tr> <td>避難実施要領に盛り込むべき内容</td> <td></td> <td>・広域的、長期的な避難方法について盛り込む。</td> <td>・攻撃当初は屋内に避難させ、その後関係機関と協力して安全措置を講じつつ、適当な避難地に移動させる。</td> <td>・弾道ミサイル攻撃からの避難の場合に準じて盛り込む。</td> <td>・弾道ミサイル攻撃からの避難の場合に準じて盛り込む。</td> </tr> </tbody> </table>	項目	類型	着上陸侵攻からの避難	ゲリラや特殊部隊等からの避難	航空攻撃からの避難		兆候がある場合	兆候がない場合	攻撃の特徴		・攻撃が大規模であり広範囲で長期化する傾向がある。 ・着上陸侵攻に先立ち、空爆や弾道ミサイル攻撃が行われることがある。	・秘匿した行動を取るため、事前の兆候を察知することが困難である。 ・政治経済の中核やダム、鉄道など重要施設が標的となる可能性が高い。	・避難が長期化し、広範囲にわたる可能性がある。	・対応時間が短く使用される弾頭により被害の状況が真なるのは弾道ミサイル攻撃の場合と同様である。	避難時間		・事前の準備が可能であり、避難時間に余裕がある。	・短時間で被害が発生することが考えられ、避難時間はあまりない。	・事前の準備が可能であり、避難時間に余裕がある。	・短時間で被害が発生することが考えられ、避難時間はあまりない。	避難実施要領に盛り込むべき内容		・広域的、長期的な避難方法について盛り込む。	・攻撃当初は屋内に避難させ、その後関係機関と協力して安全措置を講じつつ、適当な避難地に移動させる。	・弾道ミサイル攻撃からの避難の場合に準じて盛り込む。	・弾道ミサイル攻撃からの避難の場合に準じて盛り込む。	<p>2 武力攻撃の態様に応じたモデル避難実施要領の作成</p> <p>(1)着上陸侵攻からの避難</p> <p>③ 避難住民の誘導に当たっては、避難誘導、移動中における食料等の配給、災害時要援護者等の避難の援助などについて、必要に応じ、住民に協力を要請する。</p> <p>(2)弾道ミサイル攻撃からの避難</p> <p>① 着弾前</p> <p>警報と同時に住民をできるだけ近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階、地下街、地下駅舎等の地下施設に避難させる。</p> <p><モデル避難実施要領の作成パターンについて></p> <table border="1" data-bbox="1021 657 1671 1075"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th rowspan="2">類型</th> <th rowspan="2">着上陸侵攻からの避難</th> <th rowspan="2">ゲリラや特殊部隊等からの避難</th> <th colspan="2">航空攻撃からの避難</th> </tr> <tr> <th>兆候がある場合</th> <th>兆候がない場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>攻撃の特徴</td> <td></td> <td>・攻撃が大規模であり広範囲で長期化する傾向がある。 ・着上陸侵攻に先立ち、空爆や弾道ミサイル攻撃が行われることがある。</td> <td>・秘匿した行動を取るため、事前の兆候を察知することが困難である。 ・政治経済の中核やダム、鉄道など重要施設が標的となる可能性が高い。</td> <td>・対応時間が短く使用される弾頭により被害の状況が真なるのは弾道ミサイル攻撃の場合と同様である。</td> <td>・対応時間が短く使用される弾頭により被害の状況が真なるのは弾道ミサイル攻撃の場合と同様である。</td> </tr> <tr> <td>避難時間</td> <td></td> <td>・事前の準備が可能であり、避難時間に余裕がある。</td> <td>・短時間で被害が発生することが考えられ、避難時間はあまりない。</td> <td>・事前の準備が可能であり、避難時間に余裕がある。</td> <td>・短時間で被害が発生することが考えられ、避難時間はあまりない。</td> </tr> <tr> <td>避難実施要領に盛り込むべき内容</td> <td></td> <td>・広域的、長期的な避難方法について盛り込む。</td> <td>・攻撃当初は屋内に避難させ、その後関係機関と協力して安全措置を講じつつ、適当な避難地に移動させる。</td> <td>・弾道ミサイル攻撃からの避難の場合に準じて盛り込む。</td> <td>・弾道ミサイル攻撃からの避難の場合に準じて盛り込む。</td> </tr> </tbody> </table>	項目	類型	着上陸侵攻からの避難	ゲリラや特殊部隊等からの避難	航空攻撃からの避難		兆候がある場合	兆候がない場合	攻撃の特徴		・攻撃が大規模であり広範囲で長期化する傾向がある。 ・着上陸侵攻に先立ち、空爆や弾道ミサイル攻撃が行われることがある。	・秘匿した行動を取るため、事前の兆候を察知することが困難である。 ・政治経済の中核やダム、鉄道など重要施設が標的となる可能性が高い。	・対応時間が短く使用される弾頭により被害の状況が真なるのは弾道ミサイル攻撃の場合と同様である。	・対応時間が短く使用される弾頭により被害の状況が真なるのは弾道ミサイル攻撃の場合と同様である。	避難時間		・事前の準備が可能であり、避難時間に余裕がある。	・短時間で被害が発生することが考えられ、避難時間はあまりない。	・事前の準備が可能であり、避難時間に余裕がある。	・短時間で被害が発生することが考えられ、避難時間はあまりない。	避難実施要領に盛り込むべき内容		・広域的、長期的な避難方法について盛り込む。	・攻撃当初は屋内に避難させ、その後関係機関と協力して安全措置を講じつつ、適当な避難地に移動させる。	・弾道ミサイル攻撃からの避難の場合に準じて盛り込む。	・弾道ミサイル攻撃からの避難の場合に準じて盛り込む。	<p>平成25年6月の災害対策基本法の改正を踏まえた用語の変更</p> <p>県の国民保護計画に合わせた表現の適正化</p> <p>県の国民保護計画との整合</p>
項目	類型					着上陸侵攻からの避難	ゲリラや特殊部隊等からの避難	航空攻撃からの避難																																															
		兆候がある場合	兆候がない場合																																																				
攻撃の特徴		・攻撃が大規模であり広範囲で長期化する傾向がある。 ・着上陸侵攻に先立ち、空爆や弾道ミサイル攻撃が行われることがある。	・秘匿した行動を取るため、事前の兆候を察知することが困難である。 ・政治経済の中核やダム、鉄道など重要施設が標的となる可能性が高い。	・避難が長期化し、広範囲にわたる可能性がある。	・対応時間が短く使用される弾頭により被害の状況が真なるのは弾道ミサイル攻撃の場合と同様である。																																																		
避難時間		・事前の準備が可能であり、避難時間に余裕がある。	・短時間で被害が発生することが考えられ、避難時間はあまりない。	・事前の準備が可能であり、避難時間に余裕がある。	・短時間で被害が発生することが考えられ、避難時間はあまりない。																																																		
避難実施要領に盛り込むべき内容		・広域的、長期的な避難方法について盛り込む。	・攻撃当初は屋内に避難させ、その後関係機関と協力して安全措置を講じつつ、適当な避難地に移動させる。	・弾道ミサイル攻撃からの避難の場合に準じて盛り込む。	・弾道ミサイル攻撃からの避難の場合に準じて盛り込む。																																																		
項目	類型	着上陸侵攻からの避難	ゲリラや特殊部隊等からの避難	航空攻撃からの避難																																																			
				兆候がある場合	兆候がない場合																																																		
攻撃の特徴		・攻撃が大規模であり広範囲で長期化する傾向がある。 ・着上陸侵攻に先立ち、空爆や弾道ミサイル攻撃が行われることがある。	・秘匿した行動を取るため、事前の兆候を察知することが困難である。 ・政治経済の中核やダム、鉄道など重要施設が標的となる可能性が高い。	・対応時間が短く使用される弾頭により被害の状況が真なるのは弾道ミサイル攻撃の場合と同様である。	・対応時間が短く使用される弾頭により被害の状況が真なるのは弾道ミサイル攻撃の場合と同様である。																																																		
避難時間		・事前の準備が可能であり、避難時間に余裕がある。	・短時間で被害が発生することが考えられ、避難時間はあまりない。	・事前の準備が可能であり、避難時間に余裕がある。	・短時間で被害が発生することが考えられ、避難時間はあまりない。																																																		
避難実施要領に盛り込むべき内容		・広域的、長期的な避難方法について盛り込む。	・攻撃当初は屋内に避難させ、その後関係機関と協力して安全措置を講じつつ、適当な避難地に移動させる。	・弾道ミサイル攻撃からの避難の場合に準じて盛り込む。	・弾道ミサイル攻撃からの避難の場合に準じて盛り込む。																																																		
2-4-2	<p>第2節 避難人数の把握</p> <p>2 要配慮者の把握</p> <p>(2)在宅の要配慮者</p> <p>市は、在宅の要配慮者の状況や緊急連絡先の把握に努める。</p>	<p>第2節 避難人数の把握</p> <p>2 災害時要援護者の把握</p> <p>(2)在宅の災害時要援護者</p> <p>市は、在宅の災害時要援護者の状況や緊急連絡先の把握に努める。</p>	<p>平成25年6月の災害対策基本法の改正を踏まえた用語の変更</p>																																																				

編-章-節	新	旧	変更理由
2-4-3	<p>第3節 避難の指示の周知</p> <p>1 住民への周知方法、周知内容</p> <p>(1)住民への周知方法</p> <p>① 市は、<u>全国瞬時警報システム(J-ALERT)と既存の情報伝達手段との新たな連携を進めるとともに、情報伝達手段の多重化を推進するよう努める。</u></p> <p>② 市は、あらかじめ防災行政無線の放送や広報車の使用、自治会組織を経由した伝達、携帯メールの活用、公共施設への掲示等住民への避難の指示の周知方法について、あらかじめ複数の方法を定め、広報紙等により住民に周知しておく。</p> <p>また、公用車への広報装置(スピーカー)の設置に努め、きめ細かな広報を実施する。</p> <p>(2)要配慮者への周知方法</p> <p>② 在宅の要配慮者への周知方法</p> <p>市は、在宅の要配慮者に対し、迅速かつ的確な周知が行われるよう、自治会、自主防災組織と協力した連絡体制を整備しておく。</p> <p>2 情報伝達手段の多重化・多様化の促進</p> <p>市は、住民に対して避難の指示の周知を図るため、<u>国及び県と協力して情報伝達手段の多重化・多様化の促進を図る。</u></p>	<p>第3節 避難の指示の周知</p> <p>1 住民への周知方法、周知内容</p> <p>(1)住民への周知方法</p> <p>① 市は、あらかじめ防災行政無線の放送や広報車の使用、自治会組織を経由した伝達、携帯メールの活用、公共施設への掲示等住民への避難の指示の周知方法について、あらかじめ複数の方法を定め、広報紙等により住民に周知しておく。</p> <p>また、公用車への広報装置(スピーカー)の設置に努め、きめ細かな広報を実施する。</p> <p>② 市は、<u>地域におけるケーブルテレビ会社と、避難の指示の緊急放送に関して、調整を図るよう努める。</u></p> <p>(2)災害時要援護者への周知方法</p> <p>② 在宅の災害時要援護者への周知方法</p> <p>市は、在宅の災害時要援護者に対し、迅速かつ的確な周知が行われるよう、自治会、自主防災組織と協力した連絡体制を整備しておく。</p> <p>2 情報通信機器の活用</p> <p>市は、住民に対して避難の指示の周知を図るため、<u>国及び県と協力して情報通信機器を活用した必要なシステムの整備を進める。</u></p>	<p>県の国民保護計画に合わせた表現の適正化(消防庁通知(Jアラートの情報伝達の連携及び多重化推進)との整合を図るため)</p> <p>平成25年6月の災害対策基本法の改正を踏まえた用語の変更</p> <p>県の国民保護計画に合わせた表現の適正化(消防庁通知(Jアラートの情報伝達の連携及び多重化推進)との整合を図るため)</p>
2-4-4	<p>第4節 避難住民集合場所の指定</p> <p>2 避難住民集合場所の周知</p>	<p>第4節 避難住民集合場所の指定</p> <p>2 避難住民集合場所の周知</p> <p><u>(4)地域のケーブルテレビ等を通じた広報</u></p>	<p>県の国民保護計画との整合</p>

編-章-節	新	旧	変更理由
2-4-5	<p>第5節 避難施設の周知と施設管理者との連絡体制</p> <p>1 避難施設の指定への協力</p> <p>県は避難施設の指定に際し、避難施設に住民を可能な限り受け入れることができるよう、それぞれの施設の収容人数を把握し、一定の地域に避難施設が偏ることがないように指定するとともに、できるだけ多くの避難施設の確保に努めることとなっていることから、市は、県が行う以下の指定要件を満たす避難施設の指定に対して協力する。 【避難施設の指定要件】</p> <p>(1)公園、広場その他の公共施設又は学校、公民館、駐車場、地下街その他の公益的施設であること。</p> <p>(2)爆風等からの直接の被害を軽減するための一時的な避難場所として、コンクリート造り等の堅ろうな建築物や地下街、地下駅舎等の地下施設であること。</p> <p>(3)避難住民等を受け入れ、又はその救援を行うために必要かつ適切な規模のものであること。</p> <p>(4)物資等の搬入・搬出及び避難住民等の出入りに適した構造を有するとともに、避難住民等を受け入れ、又はその救援を行うことが可能な構造又は設備を有するものであること。</p> <p>(5)危険物質等の取扱所に隣接した場所、急傾斜地等に立地する施設でないこと。</p> <p>(6)車両その他の運搬手段による運送が比較的容易な場所にあるものであること。</p> <p>なお、施設管理者が、当該施設を廃止し、又は用途の変更、改築等により以下の基準に該当する重要な変更を加える時には、市を経由するものとする。</p> <p>4 避難施設の周知</p>	<p>第5節 避難施設の周知と施設管理者との連絡体制</p> <p>1 避難施設の指定への協力</p> <p>市は、県の避難施設の指定に協力するとともに、施設管理者が、当該施設を廃止し、又は用途の変更、改築等により以下の基準に該当する重要な変更を加えるときには、市を経由するものとする。</p> <p>4 避難施設の周知</p> <p>(4)地域のケーブルテレビ等を通じた広報</p>	<p>県の国民保護計画との整合</p> <p>県の国民保護計画との整合</p>
2-4-6	<p>第6節 避難のための交通手段の確保</p> <p>1 交通手段選択の基本方針</p> <p>避難の交通手段については、鉄道・バス・自転車・徒歩を基本とする。自家用車の使用については、地域的特性や避難時間の長短を考慮して使用を認める。</p>	<p>第6節 避難のための交通手段の確保</p> <p>1 交通手段選択の基本方針</p> <p>避難の交通手段については、鉄道・バス・自転車・徒歩を基本とする。自家用車の使用については、<u>原則禁止とする。特に、通常交通量が多く渋滞等が発生している地域は禁止とする。ただし、地域的特性や避難時間の長短を考慮して使用を認める。</u></p>	<p>県の国民保護計画に合わせた表現の適正化(自家用車を利用した避難について基本指針の平仄と整合を図るため)</p>

編-章-節	新	旧	変更理由
2-4-6	<p>なお、<u>要配慮者の移動</u>に関しては、必要に応じて自家用車、市の公用車等を使用できるものとする。</p> <p>2 交通手段の確保方法 (4)市が保有する車両 なお、使用できる車両は、<u>要配慮者の輸送手段</u>に優先的に利用する。</p> <p>(5)要配慮者への配慮</p>	<p>なお、<u>災害時要援護者の移動</u>に関しては、必要に応じて自家用車、市の公用車等を使用できるものとする。</p> <p>2 交通手段の確保方法 (4)市が保有する車両 なお、使用できる車両は、<u>災害時要援護者の輸送手段</u>に優先的に利用する。</p> <p>(5)<u>災害時要援護者</u>への配慮</p>	<p>平成25年6月の災害対策基本法の改正を踏まえた用語の変更</p> <p>平成25年6月の災害対策基本法の改正を踏まえた用語の変更</p> <p>平成25年6月の災害対策基本法の改正を踏まえた用語の変更</p>
2-4-10	<p>第10節 避難住民等に対する住宅の確保</p> <p>そのため、市は、県があらかじめ定めた「<u>避難住民等住宅供給計画</u>」に基づき、被災者に対する住宅供給対策についてあらかじめ定めておく。</p> <p>なお、その際には、高齢者や障害のある人等の<u>要配慮者対策</u>について配慮する。</p>	<p>第10節 避難住民等に対する住宅の確保</p> <p>そのため、市は、県があらかじめ定めた「<u>被災者住宅供給計画</u>」に基づき、被災者に対する住宅供給対策についてあらかじめ定めておく。</p> <p>なお、その際には、高齢者や障害のある人等の<u>災害時要援護者対策</u>について配慮する。</p>	<p>県の国民保護計画との整合</p> <p>平成25年6月の災害対策基本法の改正を踏まえた用語の変更</p>
2-5-1	<p>第5章 緊急物資の備蓄等 第1節 緊急物資の備蓄 2 備蓄品の管理 備蓄品の品目及び数量等は、防災危機管理室が全体を掌握しておくものとする。</p>	<p>第5章 緊急物資の備蓄等 第1節 緊急物資の備蓄 2 備蓄品の管理 備蓄品の品目及び数量等は、<u>防災危機管理課</u>が全体を掌握しておくものとする。</p>	<p>組織変更に伴う部署名の変更による</p>
2-6-1	<p>第6章 緊急物資運送計画の作成 第1節 運送路の決定基準 2 運送道路の道路啓開 緊急物資運送道路の道路啓開の準備は、第2編第4章第9節と同様に行う。</p>	<p>第6章 緊急物資運送計画の作成 第1節 運送路の決定基準 2 運送道路の道路啓開 緊急物資運送道路の道路啓開の準備は、第2編第3章第10節と同様に行う。</p>	<p>字句の修正</p>
2-7-2	<p>第7章 医療体制の整備 第2節 傷病者搬送体制の整備 1 搬送先順位、経路の決定 消防機関は、「<u>広域災害救急医療情報システム(E MIS)</u>」を活用し、</p>	<p>第7章 医療体制の整備 第2節 傷病者搬送体制の整備 1 搬送先順位、経路の決定 消防機関は、「<u>広域災害・救急医療情報システム</u>」を活用し、</p>	<p>現状に合わせた表現の適正化</p>

編-章-節	新	旧	変更理由
2-7-3	<p>第3節 保健衛生体制の整備</p> <p>5 埋・火葬対策</p> <p>大規模な武力攻撃災害が発生したときには、火葬場の処理能力を超える死体処理の発生など、個々の市町村や県だけでは対応できないことが考えられる。 このため市は、「<u>埼玉県広域火葬実施要領</u>」に基づき埋・火葬対策を実施していくものとする。</p>	<p>第3節 保健衛生体制の整備</p> <p>5 埋・火葬対策</p> <p>大規模な武力攻撃災害が発生したときには、<u>柩等火葬資材の不足</u>や火葬場の処理能力を超える死体処理の発生など、個々の市町村や県だけでは対応できないことが考えられる。 このため市は、<u>埋・火葬救援対策を適切に実施するため、県の定めた「広域火葬計画」に基づき、次の対策を講じておく。</u></p> <p>(1)遺体の搬送について、あらかじめ葬祭業者等と協議する。 (2)近隣市町村の火葬場経営者と、死体の火葬に関して協定等を締結する。 (3)墓地経営許可区域及び納骨堂を把握する。</p>	現状に合わせた表現の適正化
2-8-2	<p>第8章 生活関連等施設の管理体制の充実</p> <p>第2節 放射性同位元素の所在・種類・量等の把握</p> <p>このため市は、<u>原子力規制庁、国土交通省、文部科学省、自衛隊、警察、消防等関係機関の連絡窓口を把握するなど、連携体制の整備に努める。</u></p>	<p>第8章 生活関連等施設の管理体制の充実</p> <p>第2節 放射性同位元素の所在・種類・量等の把握</p> <p>このため市は、<u>国土交通省、経済産業省、文部科学省、自衛隊、警察、消防等関係機関の連絡窓口を把握するなど、連携体制の整備に努める。</u></p>	国の所管省庁の変更
2-9	<p>第9章 文化財保護対策の準備</p> <p>2 保護措置のための関係機関との連携体制の整備</p> <p>(1)文化庁及び県の担当部署 (2)消火等のため出動を要請する消防機関 (3)重要文化財等を一時的に避難させる施設</p>	<p>第9章 文化財保護対策の準備</p> <p>2 保護措置のための関係機関との連携体制の整備</p> <p>(1)文化庁及び県の担当部署 (2)重要文化財等を一時的に避難させる施設</p>	県の国民保護計画に合わせた表現の適正化
2-11	<p>第11章 訓練の実施等</p> <p>そのため、これらの関係機関が共同して、国民保護措置について訓練を行うよう努める。 訓練の実施に当たっては、<u>具体的な事態を想定し、NBC攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練、地下への避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努める。</u> なお、こうした訓練は、災害対策基本法に定める防災訓練との連携が図られるように配慮する。</p>	<p>第11章 訓練の実施等</p> <p>そのため、これらの関係機関が共同して、国民保護措置について訓練を行うよう努める。 なお、こうした訓練は、災害対策基本法に定める防災訓練との連携が図られるように配慮する。</p>	県の国民保護計画に合わせた表現の適正化

編-章-節	新	旧	変更理由
2-11-2	<p>第2節 民間における訓練等</p> <p>2 学校、病院、社会福祉施設、駅、大規模集客施設等の救助・避難誘導マニュアルの作成、訓練等</p> <p>(2)各施設の管理者は、その職員の災害対応能力等を向上し、要配慮者、施設利用者の安全を確保するため、警察・消防等の関係機関と連携して、定期的に訓練を実施してマニュアルの検証を行い、必要な見直しを行うよう努めるものとする。</p>	<p>第2節 民間における訓練等</p> <p>2 学校、病院、社会福祉施設、駅、大規模集客施設等の救助・避難誘導マニュアルの作成、訓練等、必要な見直しを行うよう努めるものとする。</p> <p>(2)各施設の管理者は、その職員の災害対応能力等を向上し、災害時要援護者、施設利用者の安全を確保するため、警察・消防等の関係機関と連携して、定期的に訓練を実施してマニュアルの検証を行い、必要な見直しを行うよう努めるものとする。</p>	平成25年6月の災害対策基本法の改正を踏まえた用語の変更
2-12-1	<p>第12章 市民との協力関係の構築</p> <p>第1節 消防団の充実・活性化の促進</p> <p>消防団は、避難住民の誘導等に重要な役割を担うことから、市は、県と連携し、住民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等を行い、消防団の充実・活性化を図る。</p>	<p>第12章 市民との協力関係の構築</p> <p>第1節 消防団の充実・活性化の促進</p> <p>消防団は、避難住民の誘導等に重要な役割を担うことから、市は、県と連携し、住民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、施設及び設備の整備の支援等を行い、消防団の充実・活性化を図る。</p>	県の国民保護計画に合わせた表現の適正化
2-12-2	<p>第2節 自主防災組織との協力関係の構築</p> <p>(4)組織の活性化の促進</p> <p>助言・指導、先進団体の取組の紹介等</p>	<p>第2節 自主防災組織との協力関係の構築</p> <p>(4)組織の活性化の促進</p> <p>助言・指導、組織の設置への助成等</p>	県の国民保護計画に合わせた表現の適正化
3-1-1	<p>第3編 武力攻撃事態等対処編</p> <p>第1章 実施体制の確保</p> <p>第1節 全庁的な体制の整備</p> <p>2 市国民保護対策本部等の設置と職員の配備</p> <p>第2編第2章に定める配備計画に充てられている職員は～</p> <p>① 市庁舎、市民センター等</p>	<p>第3編 武力攻撃事態等対処編</p> <p>第1章 実施体制の確保</p> <p>第1節 全庁的な体制の整備</p> <p>2 市国民保護対策本部等の設置と職員の配備</p> <p>第2編第1章に定める配備計画に充てられている職員は～</p> <p>① 市庁舎、出張所等</p>	字句の修正 組織変更に伴う部署名の変更による
3-1-2	<p>第2節 市国民保護対策本部等の組織等</p> <p>1 市国民保護対策本部等の組織及び担当業務</p> <p>(1)組織の体系</p> <p>② 本部会議は、本部長、副本部長、本部員で構成し、本部長、副本部長、本部員の出席をもって開催する。</p> <p>ア 本部長 市長</p> <p>イ 副本部長 副市長、教育長、 上下水道事業管理者</p> <p>ウ 本部員 危機管理監、広報監、各部局長、 会計室理事、消防局長、消防団長</p>	<p>第2節 市国民保護対策本部等の組織等</p> <p>1 市国民保護対策本部等の組織及び担当業務</p> <p>(1)組織の体系</p> <p>② 本部会議は、本部長、副本部長、本部員で構成し、本部長、副本部長、本部員の出席をもって開催する。</p> <p>ア 本部長 市長</p> <p>イ 副本部長 副市長、教育長、 上下水道事業管理者</p> <p>ウ 本部員 各部局長、消防局長、消防団長</p>	川越市災害対策本部要綱との整合

編-章-節	新	旧	変更理由																																																																		
3-1-2	<p style="text-align: center;">川越市国民保護対策本部</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">本部長</td> <td>市長</td> </tr> <tr> <td>副本部長</td> <td>副市長 教育長 上下水道事業管理者</td> </tr> <tr> <td>本部員</td> <td>危機管理監 広報監 各部局長 会計室理事 消防局長 消防団長</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">本部会議 現地対策本部</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <th colspan="12" style="text-align: center;">部</th> </tr> <tr> <td style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">総務部</td> <td style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">総合政策部</td> <td style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">財政部</td> <td style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">市民部</td> <td style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">支援対応部</td> <td style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">福祉部</td> <td style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">避難所運営部</td> <td style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">保健医療部</td> <td style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">環境部</td> <td style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">産業部</td> <td style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">都市計画部</td> <td style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">建設復旧部</td> <td style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">上下水道部</td> <td style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">教育管理</td> <td style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">学校教育部</td> <td style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">現地对策部</td> </tr> </table> <p style="text-align: right; margin-right: 20px;">川越地区消防組合</p>	本部長	市長	副本部長	副市長 教育長 上下水道事業管理者	本部員	危機管理監 広報監 各部局長 会計室理事 消防局長 消防団長	部												総務部	総合政策部	財政部	市民部	支援対応部	福祉部	避難所運営部	保健医療部	環境部	産業部	都市計画部	建設復旧部	上下水道部	教育管理	学校教育部	現地对策部	<p style="text-align: center;">川越市国民保護対策本部</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">本部長</td> <td>市長</td> </tr> <tr> <td>副本部長</td> <td>副市長 教育長 上下水道事業管理者</td> </tr> <tr> <td>本部員</td> <td>各部局長 消防局長 消防団長</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">本部会議 現地対策本部</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <th colspan="12" style="text-align: center;">部</th> </tr> <tr> <td style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">総務部</td> <td style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">広報部</td> <td style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">調査部</td> <td style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">市民対応部</td> <td style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">医療福祉部</td> <td style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">環境部</td> <td style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">産業観光部</td> <td style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">建設復旧部</td> <td style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">都市計画部</td> <td style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">上下水道管理部</td> <td style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">上下水道復旧部</td> <td style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">教育管理</td> <td style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">学校教育部</td> <td style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">現地对策部</td> </tr> </table> <p style="text-align: right; margin-right: 20px;">川越地区消防組合</p>	本部長	市長	副本部長	副市長 教育長 上下水道事業管理者	本部員	各部局長 消防局長 消防団長	部												総務部	広報部	調査部	市民対応部	医療福祉部	環境部	産業観光部	建設復旧部	都市計画部	上下水道管理部	上下水道復旧部	教育管理	学校教育部	現地对策部	川越市災害対策本部要綱との整合
本部長	市長																																																																				
副本部長	副市長 教育長 上下水道事業管理者																																																																				
本部員	危機管理監 広報監 各部局長 会計室理事 消防局長 消防団長																																																																				
部																																																																					
総務部	総合政策部	財政部	市民部	支援対応部	福祉部	避難所運営部	保健医療部	環境部	産業部	都市計画部	建設復旧部	上下水道部	教育管理	学校教育部	現地对策部																																																						
本部長	市長																																																																				
副本部長	副市長 教育長 上下水道事業管理者																																																																				
本部員	各部局長 消防局長 消防団長																																																																				
部																																																																					
総務部	広報部	調査部	市民対応部	医療福祉部	環境部	産業観光部	建設復旧部	都市計画部	上下水道管理部	上下水道復旧部	教育管理	学校教育部	現地对策部																																																								
3-2-1	<p>第2章 国民保護措置従事者等の安全確保対策</p> <p>第1節 特殊標章等の交付</p> <p>(1) 特殊標章</p> <p>ジュネーブ諸条約第一追加議定書に定める国際的な特殊標章であって、オレンジ色地に青の正三角形からなる特殊標章である。</p>	<p>第2章 国民保護措置従事者等の安全確保対策</p> <p>第1節 特殊標章等の交付</p> <p>(1) 特殊標章</p> <p>ジュネーブ諸条約第一追加議定書に定める国際的な特殊標章であって、オレンジ色地に青の正三角形からなる特殊標章である。</p>	字句の修正																																																																		
3-2-2	<p>第2節 赤十字標章等の交付</p> <p>1 赤十字標章等とは、以下のものをいう。</p> <p>(1) 標章</p> <p>ジュネーブ諸条約第一追加議定書に定める、白地に赤十字、赤新月又は赤のライオン及び太陽から成る特別の標章である。</p>	<p>〈参考〉赤十字標章等の交付</p> <p>1 赤十字標章等とは～</p> <p>(1) 標章</p> <p>ジュネーブ諸条約第一追加議定書に定める、白地に赤十字、赤新月又は赤のライオン及び太陽から成る特別の標章である。</p>	県の国民保護計画に合わせた表現の適正化																																																																		
3-2-3	<p>第3節 安全確保のための情報提供</p> <p>市は、避難住民や運送事業者、自主防災組織、ボランティア等の安全を確保するため、</p>	<p>第2節 安全確保のための情報提供</p> <p>市は、避難住民や運送事業者、自主防災組織、ボランティア等の安全を確保するため、</p>	字句の修正																																																																		

編-章-節	新	旧	変更理由
3-2-3	第3節 安全確保のための情報提供	第3節 安全確保のための情報提供 ○ <u>地域のケーブルテレビ等を通じた広報</u>	県の国民保護計画との整合
3-3-1	第3章 住民の避難措置 第1節 警報の通知の受入れ・伝達 1 県からの警報の通知の受入れ方法 (1)勤務時間内 ① 県からの警報の通知は、 <u>防災危機管理室</u> が受信する。 ② <u>防災危機管理室</u> は、受信した旨直ちに県(危機管理課)へ返信する。 (2)勤務時間外 ① 県(宿日直者)からの警報の通知は、当直業務員が受信する。 ② 当直業務員は、受信した旨直ちに県(宿日直者)へ返信するとともに、直ちに <u>防災危機管理室長</u> へ連絡する。 3 市民等への伝達 (1)住民への伝達 ⑥FAX(主に、聴覚障害者に対して行う。)	第3章 住民の避難措置 第1節 警報の通知の受入れ・伝達 1 県からの警報の通知の受入れ方法 (1)勤務時間内 ① 県からの警報の通知は、 <u>防災危機管理課</u> が受信する。 ② <u>防災危機管理課</u> は、受信した旨直ちに県(危機管理課)へ返信する。 (2)勤務時間外 ① 県(宿日直者)からの警報の通知は、当直業務員が受信する。 ② 当直業務員は、受信した旨直ちに県(宿日直者)へ返信するとともに、直ちに <u>防災危機管理課長</u> へ連絡する。 3 市民等への伝達 (1)住民への伝達 ⑥ <u>公共施設等への掲示</u> ⑦FAX(主に、聴覚障害者に対して行う。) ⑧ <u>地域のケーブルテレビ等を通じた広報</u>	組織変更に伴う部署名の変更による 県の国民保護計画との整合
3-3-2	第2節 緊急通報の伝達 1 住民への伝達 市は、県から緊急通報の通知を受けた場合には、	第2節 緊急通報の伝達 1 住民への伝達 市は、県から緊急通報の通知を <u>うけた</u> 場合には、	字句の修正
3-3-3	第3節 避難の指示等 1 避難の指示の受入れ・伝達等 (2)市長の住民への避難の伝達等 ① 避難実施要領の作成 (ク)要配慮者への対応 ② 住民への周知内容及び方法 市長は、第2編第4章第3節で定めた内容を、一般住民、 <u>要配慮者</u> 等に対し、あらかじめ定めた方法で周知する。	第3節 避難の指示等 1 避難の指示の受入れ・伝達等 (2)市長の住民への避難の伝達等 ① 避難実施要領の作成 (ク)災害時要援護者への対応 ② 住民への周知内容及び方法 市長は、第2編第4章第3節で定めた内容を、一般住民、 <u>災害時要援護者</u> 等に対し、あらかじめ定めた方法で周知する。	平成25年6月の災害対策基本法の改正を踏まえた用語の変更 平成25年6月の災害対策基本法の改正を踏まえた用語の変更

編-章-節	新	旧	変更理由
3-3-4	<p>第4節 避難住民の運送手段の確保</p> <p>1 運送手段の選択方法</p> <p>(2)要配慮者の避難</p> <p>市は、あらかじめ第2編第4章第6節で定めた方法により要配慮者の避難を実施する。</p> <p>3 運送実施状況の把握</p> <p>(3)市国民保護対策本部は、避難誘導の実施状況について取りまとめ逐次県国民保護対策本部に報告する。</p>	<p>第4節 避難住民の運送手段の確保</p> <p>1 運送手段の選択方法</p> <p>(2)災害時要援護者の避難</p> <p>市は、あらかじめ第2編第4章第6節で定めた方法により災害時要援護者の避難を実施する。</p> <p>3 運送実施状況の把握</p> <p>(3)市国民保護対策本部等は、避難誘導の実施状況について取りまとめ逐次県国民保護対策本部等に報告する。</p>	<p>平成25年6月の災害対策基本法の改正を踏まえた用語の変更</p> <p>県の国民保護計画との整合</p>
3-4	<p>第4章 避難住民等の救援措置</p> <p>救援の程度、方法については、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準(平成25年内閣府告示第229号)」に定めるところによる。</p> <p>また、救援の期間については、救援の指示があった日又は救援を開始した日から内閣総理大臣が定める日までとする。</p> <p>3 医療の提供及び助産</p> <p>(1)救急救助、傷病者の搬送</p> <p>②傷病者搬送の手順</p> <p>イ 傷病者搬送の要請</p> <p>(イ)消防機関だけで対応できない場合には、第2編第7章第2節による民間の患者等搬送事業者に対して搬送を要請する。</p>	<p>第4章 避難住民等の救援措置</p> <p>救援の程度、方法については、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準(平成16年厚生労働省告示第343号)」に定めるところによる。</p> <p>また、救援の期間については、救援の指示があった日又は救援を開始した日から厚生労働大臣が定める日までとする。</p> <p>3 医療の提供及び助産</p> <p>(1)救急救助、傷病者の搬送</p> <p>②傷病者搬送の手順</p> <p>イ 傷病者搬送の要請</p> <p>(イ)消防機関だけで対応できない場合には、第2編第6章第2節による民間の患者等搬送事業者に対して搬送を要請する。</p>	<p>災害対策基本法等の改正に伴う変更(国民保護法の救援事務が厚生労働省から内閣府(防災担当)へ移管されたため)</p> <p>字句の修正</p>
3-5-2	<p>第5章 武力攻撃災害への対処措置</p> <p>第2節 応急措置等の実施</p> <p>3 危険物質等の災害への対処措置</p> <p>(1)危険物質等の安全確保</p> <p>危険物質等の状況について「2 生活関連等施設の状況の把握」に準じて把握する。</p>	<p>第5章 武力攻撃災害への対処措置</p> <p>第2節 応急措置等の実施</p> <p>3 危険物質等の災害への対処措置</p> <p>(1)危険物質等の安全確保</p> <p>危険物質等の状況について「2 生活関連等施設の状況把握」に準じて把握する。</p>	<p>字句の修正</p>

編-章-節	新	旧	変更理由
3-5-2	<p>5 NBC攻撃による汚染への対処 (4)対応時の留意事項</p> <p>①核兵器等 核兵器を用いた攻撃による被害は、主に以下のとおりと考えられる。</p> <p>ア 核爆発に伴う熱線、爆風、初期放射線 イ 爆発時に生じた放射能をもった灰(放射性降下物)からの放射線 ウ 初期放射線を吸収した建築物や土壌から発する放射線</p> <p>このため、市は、次に掲げる事項に留意の上、県が行う措置に協力する。</p> <p>(ア)上記ア及びウは、爆心地周辺において被害をもたらすため、汚染地域が特定された後、市は、県が行う警戒区域の設定、立入制限の措置に協力する。</p> <p>(イ)市は、県が実施する熱線による熱傷や放射線障害等、核兵器特有の傷病に対する初期医療に協力する。</p> <p>(ウ)イの放射性降下物による被害には、皮膚に付着して被曝する「外部被曝」及び降下物によって汚染された飲料水や食物を摂取することで被曝する「内部被曝」がある。このため、市民の避難誘導にあたっては、こうした点に十分配慮して実施する。</p> <p>(エ)ダーティボムは、爆薬と放射性物質を組み合わせたもので、核兵器に比して小規模ではあるが、爆薬による爆発の被害と放射能による被害をもたらすことから、(ア)から(ウ)に準じた医療処置、避難誘導等が必要となる。</p> <p>(オ)核攻撃等においては、避難住民等(運送に使用する車両及びその乗務員を含む。)の避難退域時検査及び簡易除染その他放射性物質による汚染の拡大を防止するため必要な措置を講じる。</p>	<p>5 NBC攻撃による汚染への対処 新規</p>	<p>県の国民保護計画との整合</p>

編-章-節	新	旧	変更理由
	<p>②生物兵器 <u>生物剤が散布されたと判明したときには、既に被害が拡大している可能性がある。また、ヒトを感染媒体とする生物剤による攻撃が行われた場合には、二次感染により被害が拡大することが考えられるため、以下の事項に留意の上、措置を実施する。</u> <u>ア 市は、県が行う警戒区域の設定、立入制限の措置、消毒等の措置に協力する。</u> <u>イ 市は、県による対処要員に対するワクチン接種など、所要の防護措置を講じた上で、県が行う患者の移送に協力する。</u></p> <p>③化学兵器 <u>一般に化学剤は、地形・気象等の影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重いサリン等の神経剤は下をほうように広がる。</u> <u>また、特有のにおいがあるもの、無臭のもの等、その性質は化学剤の種類によって異なるため、以下の事項に留意の上、措置を実施する。</u> <u>ア 市は、県が行う警戒区域の設定、立入制限の措置に協力し、市民を安全な風上の高台に誘導する等避難措置に協力する。</u> <u>イ 市は、県が行う原因物質の特性に応じた救急医療に協力する。</u></p>		
3-5-4	第4節 動物保護対策の実施	第4節 動物保護対策の実施 ・ <u>獣医師会及びボランティアに対する負傷動物の治療や収容動物の飼養についての協力要請</u>	県の国民保護計画との整合
3-5-5	第5節 廃棄物対策の実施 1 ごみ、がれき、産業廃棄物処理 市は、その特殊性に配慮しながら「 <u>埼玉県災害廃棄物処理指針</u> 」に準じて廃棄物対策を実施していく。	第5節 廃棄物対策の実施 1 ごみ、がれき、産業廃棄物処理 市は、その特殊性に配慮しながら「 <u>災害廃棄物処理計画</u> 」に基づき廃棄物対策を実施していく。	現状に合わせた表現の適正

編-章-節	新	旧	変更理由
3-5-6	<p>第6節 文化財保護対策の実施</p> <p>市は、武力攻撃災害による重要文化財等の被害状況を把握し、第2編第9章に定める対応マニュアルに基づき、</p>	<p>第6節 文化財保護対策の実施</p> <p>市は、武力攻撃災害による重要文化財等の被害状況を把握し、第2編第8章に定める対応マニュアルに基づき、</p>	字句の修正
3-6-2	<p>第6章 情報の収集・提供</p> <p>第2節 安否情報の収集・提供</p> <p>2 情報の提供</p> <p>(3)個人情報の保護への配慮</p> <p>① 安否情報は個人の情報であることに鑑み、</p>	<p>第6章 情報の収集・提供</p> <p>第2節 安否情報の収集・提供</p> <p>2 情報の提供</p> <p>(3)個人情報の保護への配慮</p> <p>① 安否情報は個人の情報であることにかんがみ、</p>	字句の修正
6-1	<p>第6編 緊急処理事態対処編</p> <p>第1章 想定する緊急処理事態とその対処措置</p> <p>1 県が想定する事態について</p> <p>(1)多数の人が集合する施設に～</p> <p><u>2 市が想定する事態について</u></p> <p>(1)多数の人が集合する施設に放射性物質、生物剤及び化学剤が大量に散布された事態</p> <p>(2)大量輸送交通機関が走行中に爆破された事態</p> <p><u>3 市緊急処理事態対策本部の設置</u></p> <p>国から緊急処理事態対策本部設置の指定があった場合には～</p>	<p>第6編 緊急処理事態対処編</p> <p>第1章 想定する緊急処理事態とその対処措置</p> <p>1 想定する事態について</p> <p>(1)多数の人が集合する施設に～</p> <p>新規</p> <p>2 市緊急処理事態対策本部の設置</p> <p>国から緊急処理事態対策本部設置の指定があった場合には～</p>	<p>現状に合わせた表現の適正</p> <p>現状に合わせ追加</p> <p>字句の修正</p>